

○国土交通省告示第千五百三十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三十八条第一項第四号及び第四十三条の八第一項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十条の二の三の物質を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

国土交通大臣 金子 一義

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十条の二の三の物質を定める告示等の一部を改正する告示

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十条の二の三の物質を定める告示の一部改正）

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十条の二の三の物質を定める告示（平成四年運輸省告示第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

「、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）別表第一の品名の欄（備考の品名の欄及び化学名の欄を含む。）に掲げる物質であつて」を削り、各号を次のよう

に改める。

一 船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号。以下「危告示」という。）別表第一の品名の欄（備考の品名の欄及び化学名の欄を含む。）に掲げる物質であつて、肩文字「P」が付されているもの

二 危告示別表第一備考二(8)の環境有害物質の判定基準に該当するもの
（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十七第一項第一号イ(3)ただし書の容器及び包装を定める告示の一部改正）

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十七第一項第一号イ(3)ただし書の容器及び包装を定める告示（平成四年運輸省告示第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

「（外装及び内装を用いる容器及び包装をいう。）」を「（外装容器及び内装容器を用いる容器及び包装をいう。以下同じ。）又は単一容器（内装容器を使用しない容器及び包装をいう。以下同じ。）」に、「その内装」を「組合せ容器の内装容器又は単一容器」に、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十条の二の三の物質を定める告示（平成四年運輸省告示第三百二十三号。以下「告示」と

いう。)で定める物質の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める量」を「五リットル(固体にあつては、五キログラム)」に改める。

第一号及び第二号を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示による改正後の規定の適用については、これらの規定にかかわらず、平成二十一年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。